

5 経営第 2852 号
令和 6 年 3 月 1 日

公益財団法人農林水産長期金融協会 専務理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業における農業近代化資金に対する金利負担軽減のための利子助成金の交付決定方法等について（依頼）

日頃から農業者等の経営の発展等に向けた制度資金の円滑な運営に関して多大なご配慮・ご協力をいただき、ありがとうございます。

公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「協会」という。）においては、「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）」の定めるところにより、計画書（要綱第 7 の 1 の経営局長の求めに応じて協会が提出した利子助成金等交付計画書をいい、要綱第 7 の 2 の交付変更計画書を協会が提出した場合においては、年度の最後に提出した交付変更計画書をいう。以下同じ。）等に基づき、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（以下「交付事業」という。）を実施していただいているところです。

昨年度（令和 4 年度）には、要綱別表 20 の 4 の表中（3）の農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）に対する金利負担軽減措置に係る利子助成金交付代理申請額（協会に申請されなかったものの、融資機関において協会に令和 4 年度分として代理申請予定であった額を含む。）の累計額が、計画書の利子助成金の助成対象資金貸付計画額を超過する場合は、「認定農業者等に対して融通される農業近代化資金に係る金利負担軽減のための利子助成金の交付決定方法等について（令和 4 年度）（依頼）（令和 5 年 4 月 14 日付け 5 経営第 202 号農林水産省経営局金融調整課長通知）」をもって、その超過分の交付申請分については、交付決定の対象外とするよう通知したところです。

つきましては、今後（本年度（令和 5 年度）以降）、各年度の累計額（農業近代化資金に対する金利負担軽減措置に係る助成対象資金毎の利子助成金交付代理申請額の累計額をいう。以下同じ。）が、該当年度の計画書の計画額（利子助成金の助成対象資金毎の貸付計画額をいう。以下同じ。）を超過することが懸念される場合の利子助成金の交付決定方

法等は、別紙のとおりといたしますので、本事業の適確な実施に努めていただきますようお願いいたします。

本通知に関する照会先
農林水産省経営局金融調整課
政策金融グループ 末吉、上田
電話 03-6744-2167

別 紙

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業における農業近代化資金に対する金利負担軽減のための利子助成金の交付決定方法等について（令和5年度以降）

1 利子助成金交付決定方法

令和5年度以降の交付事業における、各年度の累計額が、該当年度の計画書の計画額を超過した場合における利子助成金の交付決定方法は以下のとおりとする。

- (1) 利子助成金交付希望者から委任を受けた融資機関が、協会の利子助成システム（協会が、交付事業等を実施するために開発・運用しているシステム。以下「ISS」と称する。）において、協会が代理申請書や必要な添付書類（以下「申請書等」という。）を確認（審査）し、受領したとして登録（以下「受領書類登録」という。）した日（注）の早いものから交付決定の対象とする。

（注）代理申請書の記載不備、必要書類の添付漏れ等がなく、協会において審査を行える状態に整っていると同時に、その審査が終了したことを協会が登録した日であり、単に協会に申請書等が提出（ISSに融資機関が決裁日を登録）した日ではないことに留意されたい。

- (2) 累計額が、計画額を超過した当日（以下「超過日」という。）の前日（土、日又は祝日の場合は、直前の協会の営業日とする。以下同じ。）までに協会が受領書類登録を行った交付代理申請分までを交付決定の対象とする。

- (3) 超過日以降の交付代理申請分については、全て交付決定の対象としない。

- (4) 超過日の前日までに協会が受領書類登録を行った交付代理申請分において、借入や利子助成の辞退等が生じた場合、当該辞退等に係る交付代理申請分については、交付決定の対象とはしない。

- (5) (4)等により、超過日以降に交付決定可能額に余裕が生じた場合であっても、超過日以降に協会に到着した交付代理申請分については、交付決定の対象とはしない。

2 融資機関への通知等

- (1) 協会は、該当年度内で、最終的な累計額が計画額を超過するおそれが生じた段階（例えば、累計額が計画額の一定割合を超え、今後の代理申請見込額を加算すると計画額を超えると見込まれる等）に、そのことに関して次の①及び②に掲げる通知及び公表の実施並びにその内容について、金融調整課と協議する。

協会は、金融調整課との協議により、通知等が必要とされた場合、その通知等を協議内容に沿って行う。

① 利子助成を受けられない可能性の発生及び下記②の累計額の公表の開始を、都道府県及びI S S登録融資機関（農業近代化資金に対する利子助成取扱融資機関に限る。以下同じ。）に通知（一斉メール送信とする。以下同じ。）する。

② 累計額を協会ホームページに掲載することにより、公表する。

(2) 協会は、超過日が発生した場合には、超過日が発生した旨とその超過日を、金融調整課長に報告するとともに、都道府県及びI S S登録融資機関に通知する。

3 その他

協会は、本件について融資機関等から利子助成金の交付代理申請等に係る相談等を受けた場合は、交付事業については、国の予算やそれを受けた計画書等を基に実施しており、このことから利子助成を受けられない場合が生じるという交付事業の仕組みを丁寧に説明されたい。